

## 給水装置工事申込承認書

工事種別	年度	受付番号						
	新設 変更 移設 仮設 撤去 修繕 その他( )							
	1	外部工事有り ( 専用給水装置 共用給水装置)						
	2	メーター工事						
3	止水栓以下の工事							
申込者	住所 (方書も)							
	ふりがな	電話			入居(予定)日			
氏名	印				年 月 日			
給水装置所在地					アパート、店舗等の名称			
ふりがな				用	一工浴臨共	入戸		
使用者氏名				途	般場場時同	総戸		
指定給水装置工事事業者 (給水装置工事主任技術者) 連絡先(携帯電話)	印			委任状 給水装置工事の申込、施工ならびに新設負担金等の予約 および精算に関する一切の権限を左記の者に委任します。				
メータ一口径	メーター番号	検満	新設負担金	メーター取付(予定)日	メーター	交付者		
mm		/	円	年 月 日	新・改	印		

草津市上水道給水条例第7条の規定に基づき申請のあった給水装置工事について、承認します。  
年 月 日 草津市長 橋川 渉

## &lt;上下水道部からのおしらせ&gt;

- 市では、2月ごとの検針と、定期的にメーターの交換を行っています。  
検針や交換作業に支障がおきないよう、ご協力をお願いします。
- 家の増改築や、造園などで、メーターなどの給水装置の移設工事が必要な場合は、市の指定給水装置工事事業者へご相談ください。
- メーターなどの給水装置の設置場所が不適正になった場合は、改修していただくことになりますので、ご注意ください。

## メーター新設負担金(加入金)

口径	金額
φ13	85,000 円
φ20	190,000 円
φ25	365,000 円
φ30	710,000 円
φ40	1,510,000 円
φ50	2,550,000 円
φ75	5,790,000 円
φ100	10,090,000 円

申請1件に対し、設計審査および検査手数料 2,100 円

注1: メーターの口径を増設する場合は、  
新口径と旧口径の差額となります。

注2: メータ一口径 φ100 を超えるものは、  
市長が別に定めた額。

## &lt;お問い合わせ先&gt;

- 給水装置工事に関すること
- 水道使用料金に関すること
- 水道の開栓・閉栓、料金の収納に関すること

給排水課 電話(直通) (077)561-2443  
上下水道総務課 (077)561-2440  
水道お客様センター (077)561-2441

(裏面)

誓約事項

1. この工事に関して、利害関係人その他の者から異議があるときは、すべて申込者の責任において解決します。
2. この工事に起因して、第三者への損害賠償等が生じたときは、申込者および指定工事店の責任において解決します。
3. 工事の施工にあたっては、関係法令、条例等を遵守します。
4. 工事の施工にあたり、主任技術者を専任させ、総括責任者として技術上の管理および指導監督にあたらせます。
5. 配水管等から給水管の分岐、配管および撤去を行うにあたり、必要な技能を有する者を従事させ、または、その者に当該工事に従事する者を監督させます。
6. 当該工事に係る掘削、埋め戻し、舗装復旧等にあたっては、道路管理者の許可条件（私道の場合は土地所有者の承諾条件）のとおり施工します。
7. 掘削工事当日に仮舗装を行い、舗装本復旧完了までは、責任をもって道路掘削後の管理をいたします。道路面に不陸および陥没等があった場合は、ただちに現地に駆けつけ、必要な措置を行います。
8. 当該工事に関し、道路を使用するときは、警察署の許可条件に従い施工します。

申込者氏名

印

指定給水装置工事事業印

印